業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年９月３日開催　（全国信用組合中央協会）]

１．令和８年熊本地震への対応について

○　令和８年熊本地震に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。

○　当該災害等に関し、熊本県内に災害救助法が適用されたことを受け、2026 年７月 29 日付で、九州財務局と日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。

○　くわえて、事業者への資金繰り支援の徹底等に向けて、2026 年７月 31 日付で、官民金融機関に対して関係省庁連名による要請を発出した。

○　各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和８年熊本地震			
熊本県	７月 28 日（７月 28 日）	九州財務局	７月 29 日

２．令和８年７月～８月に発生した災害等に対する金融上の措置について

○　令和８年８月千葉豪雨に伴う災害、令和８年７月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害、令和８年８月 27 日からの大雨に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。

○　これらの各災害等に関し、千葉県内、栃木県内、富山県内、石川県内及び福井県内に災害救助法が適用されたことを受け、関東財務局及び北陸財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。

○　各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十

分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和８年８月千葉豪雨			
千葉県	８月 13 日（８月 13 日）	関東財務局	８月 14 日
○令和８年７月 17 日から 18 日にかけての大雨			
栃木県	７月 17 日（８月 20 日）	関東財務局	８月 21 日
○令和８年８月 27 日からの大雨			
富山県、石川県	８月 27 日（８月 27 日）	北陸財務局	８月 27 日
福井県	８月 29 日（８月 30 日）	北陸財務局	８月 31 日

３．成長投資を促進するための金融戦略について

○　「成長投資を促進するための金融戦略」が、2026 年７月 21 日に公表された。

○　地域金融機関が、地域の「要」として地域企業の価値向上と地域課題解決に貢献できるよう、「投資銀行機能」「メインバンク機能」「地域への貢献力等から成る地域金融力」を強化するため、

・　M&A や成長投資を含む事業戦略面でのアドバイスや資本市場も活用した資金調達面での支援を総合的に提供し、中核企業の企業価値向上を実現できるよう、地域経済活性化支援機構（REVIC）の研修を通じて役職員の知見を向上する

・　クラスターの中核企業重点支援の枠組みとも連携し、中小企業支援の課題等を可視化した都道府県別「地域未来金融アクションプラン（仮称）」を策定・運用する

・　まちづくりなど、事業者を地域の「面」的な活性化の視点で支える取組への地域金融機関の参画を促進する

等の施策を推進していく。

○　また、中央機関による役割発揮を含めた、信用組合等の協同組織金融機関が地域金融力を持続的に発揮していくための対応について検討を行う。

４．株式会社全東信破産に係る信用リスク管理態勢について

○　2026 年７月６日、株式会社全東信が大阪地方裁判所より破産手続の開始決定を受け、一部の金融機関では、株式会社全東信への債権の取立てに支障が生じるおそれがある旨の公表を行っている。

○　金融庁においては、一部の金融機関に対し、財務への影響等を含めた実態把握のため、ヒアリング等を進めてきた。

○　当該事案については多数行取引であったほか、多くの金融機関においては、メイン行の与信縮小や不芳情報等といった、複数の重要なリスク管理上の端緒を認識していた。

○　しかしながら、こうした端緒に対して、信用リスク評価や、与信残高の管理、引当・保全等に係る与信方針について見直しを行った先がある一方で、他の金融機関による融資継続等をもって、これらを維持した先も見られるなど、金融機関で対応の差がみられた。

○　金融機関においては、融資実行時の適切な審査や、その後の継続的な期中管理は金融業の基本であることを改めて認識した上で、

・　多数行取引先において、他の金融機関の融資継続や与信判断に漫然と依拠することなく、各組合の責任において融資先の深度ある実態把握を行っているか

・　その上で、把握した情報を適切に与信管理に活用しているか

こうした観点から、改めて信用リスク管理態勢の点検・見直しを行っていただきたい。

○　金融庁としては、引き続き、金融機関における与信審査や期中管理を含めた信用リスク管理態勢についてモニタリングを行い、その適切性の確保や高度化に向けた対応について確認する。

５.「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた取組状況について

○　2026 年６月 26 日、「経営者保証に依存しない融資」の促進に向けた 2025 年度の取組実績を公表した。主な内容として、

・　新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」の割合が全業態平均で 55.7%と増加したほか（2024 年度は 52.9%）、

・　新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資の件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数」との合計の割合も、全業態平均で 99.9%と増加し（2024 年度は 99.5%）、

いずれも 2024 年度と比較して伸長が見られた。

○　各金融機関においては、引き続き、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、2026 年４月１日に適用開始した改正監督指針等の趣旨・内容も踏まえ、精力的な取組をお願いしたい。

６.「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績について

○　2026 年７月 17 日、2025 年度の「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績を公表した。具体的には、官民金融機関による本ガイドラインの活用実績として、債務減免を含む再生型が 93 件、債務減免を含まない再生型が 17 件、廃業型が 112 件の計 222 件の事業再生計画及び弁済計画が成立したことを金融庁及び中小企業庁にて確認している。

○　各金融機関においては、引き続き、円滑な事業再生等に向けた主体的な支援に努めていただきたい。

７.「外国人顧客対応にかかる留意事項・取組事例」の改訂について

○　金融庁では、2021 年６月、外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けて、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」をそれぞれ公表し、各金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組をより一層推進してきた。

○　そうした中、昨今の外国人の受入れ・共生を取り巻く環境の変化や、各金

融機関における足元の外国人顧客対応の状況等を踏まえ、留意事項及び取組事例をそれぞれ改訂し、2026 年７月 31 日に公表した。

○　金融庁としては、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策は前提としつつも、外国人顧客の利便性向上に向けて、各金融機関が自らの取引顧客層や地域特性も踏まえ、外国人顧客対応に係る取組を一層深化させていくことにより、業界全体の取組水準の更なる向上に繋がることを期待している。引き続きの御尽力をお願いしたい。

８．特定回収困難債権買取制度等の活用促進について

○　2011 年５月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権買取制度」が導入された。

○　制度開始以降、2026 年６月末までに、金融機関 101 先から累計 348 件、約 115 億円の債権買取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいている。各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

○　なお、特定回収困難債権の買取・回収業務は預金保険機構から委託を受けた整理回収機構（RCC）が行っているが、RCC では債権の買取・回収業務以外に、REVIC や中小企業活性化協議会では対応困難な事業再生案件への支援にも注力している。各金融機関においては、RCC の事業再生支援制度の活用も選択肢の一つとして検討していただきたく、併せて周知する。

９．現下の国際情勢を踏まえた対応について

○　不確実な中東情勢が依然継続する中、各金融機関においては、

・　中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響を十分に注視しつつ、

・　2026 年３月 27 日の要請文の趣旨も踏まえて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者に寄り添った対応を徹底するとと

もに、事業者の抱える経営課題を先送りせず、支援機関を含む関係者との連携の下、個別の事情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むよう、改めてお願いしたい。

10. 株式会社全東信の破産手続開始を踏まえた対応について

○　株式会社全東信の破産手続開始の影響を受け、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、2026 年７月 10 日に、関係省庁連名により、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等に向けた要請を発出した。

○　各金融機関においては、本要請の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくようお願いしたい。

11. 価格転嫁・取引適正化に向けた対応について

○　2026 年６月１日、「第５回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議・第３回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ合同会議」が開催され、価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が取り上げられた。

○　また、2026 年６月 26 日、中小企業庁より、価格交渉促進月間（2026 年３月）フォローアップ調査結果が公表され、金融・保険業の価格転嫁率は 56.5%（全 32 業種中 11 位）であった。

○　各金融機関においては、こうした件も踏まえながら、物価上昇を上回る賃上げを実現・定着させるべく、引き続き、価格転嫁・取引適正化に向けて適切に対応していただきたい。

12. 認知症サポーター養成の推進等について

○　各金融機関においては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や「認知症施策推進基本計画」等を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただいている。

○　特に、同基本計画において取り組むこととされている「認知症サポーターの養成の推進」については、2026 年６月末日時点の認知症サポーター数は、各金融機関のサポーターを含め全体で約 1,721 万人であった。2025 年同時点（約 1,635 万人）より約５%増と着実に増加しており、共生社会の実現に向けた一層の取組を期待している。

○　2026 年９月は、同法に基づく「国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため」の認知症月間、また、９月 21 日は認知症の日である。各金融機関においては、「認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」、引き続き、認知症の方に対する必要かつ合理的な配慮に努めていただきたい。

13. 身寄りのない高齢者等に関する適切な対応について

○　高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（2024 年６月に策定）については、2024 年９月の意見交換会においても、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合において、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい旨、周知した。

○　その後、金融機関からは、代理人として活用する観点からは、優良な事業者であることを認定する仕組みの導入等が活用の後押しになるとの声が聞かれる。

○　こうした点について、

・　2025 年に設立された高齢者等終身サポート事業者の事業者団体において、利用者が不安なく事業者を選択できる仕組みの構築のため、厳格な審査を通じて優良事業者を認定する制度を検討中であるほか、

・　2026 年６月 19 日に成立した改正社会福祉法において、身寄りのない高齢者や判断能力の低下が見られる者に対し、日常生活支援や入院・死後事務などを無料又は低額な料金で提供する事業が新たに「第二種社会福祉事業」に位置付けられるなど、

高齢者等をサポートする事業の質の向上を目指す動きが進んでいる。

○　くわえて、政府では、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（骨太方針 2026）において、身寄りのない高齢者等の支援に取り組む旨を掲げた。

○　金融機関においては、遺言書作成や相続手続等を引き受ける信託商品など、既に様々なサービスを提供していると承知しているが、このような動きも踏まえ、高齢者等の安全性・利便性の向上に資する取組をお願いしたい。

○　また、高齢者等に対する日常生活支援において、支援者・被支援者間で買物費用の立替などに伴う現金授受を行う場合、授受の記録が残らないことに起因して

・　支援者から架空請求をされるケース

・　支払状況の認識をめぐるトラブル

などが発生する懸念がある。

○　金融機関においては、このようなトラブルを未然に防ぐため、入出金のたびに家族などへ通知がされ見守りできる口座サービスなどを提供するほか、高齢者等終身サポート事業者と提携して日常生活支援サービスを提供する際には、口座振替を含むキャッシュレスで金銭の授受を行うなどの工夫をお願いしたい。

（参考１）高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（2024 年６月、抜粋）
第３　契約の履行に当たって留意すべき事項
２　提供するサービス内容ごとの留意事項
（３）　日常生活支援サービス
○　高齢者等終身サポート事業者が、日常生活支援サービスを実施する場合の留意点は以下のとおりである。
・　日常生活支援サービスについては、利用の都度費用が発生するものもあるため、実施したサービス内容や費用等について記録を残しておくことが重要である。

（参考２）骨太方針 2026（2026 年７月 21 日閣議決定、抜粋）
第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保
１.「強い経済」の実現
（４）人材力の強化・人材総活躍
（人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現）
若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に基づく健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等に基づく取組を強力に進める。「地域働き方・職場改革」等を通じて地方公共団体の関連する取組も後押しする。さらに、就職氷河期世代等の就業・処遇改善や社会参画を促すため、「新たな支援プログラム」の実施に取り組む。
誰一人取り残されない社会を目指し、孤独・孤立対策として、「重点計画」に沿って「予防」の

観点を重視した居場所・つながりづくり等の対策に取り組むNPO等を支援する。また、新しい成年後見制度の適正な推進や地域の権利擁護支援体制の確保を図るとともに、身寄りのない高齢者等、ひきこもりや困難な問題を抱える女性の支援、生活困窮者自立支援制度や自殺対策など地域共生社会の推進、障害者の自立及び社会参加等のための施策に取り組む。旧優生保護法補償金等の支給を着実に進める。

社会課題の解決に向けて、休眠預金等活用制度等を通じたNPO法人の支援、公益法人・信託による公益活動の促進、PFSの普及に取り組む。

14. 見守りネットワークへの参画促進について

○　2026年６月11日、消費者庁と連名で消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）への参画をお願いする周知文を発出した。

○　認知症や一人暮らしの高齢者、障がい者などを狙った犯罪被害の拡大が懸念される中、金融機関が参画している見守りネットワークは全体の約２割となっている。

○　見守りネットワークの構成員間では、消費者安全法上、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の共有が可能となっており、

- **地域金融機関の窓口職員が認知症対応支援講座を受講して、認知症高齢者などの早期発見や消費者トラブルの未然防止に貢献している、**
- **生命保険会社が、顧客宅訪問時に一人暮らし高齢者の異変を察知し、行政・警察への連絡や相談窓口の案内を実施する**

など、見守りネットワークに加盟して積極的な取組をしている金融機関もあると承知している。

○　こうした現状を踏まえ、金融機関においては、支店などが所在する各地域において、見守りネットワークへの参画を積極的に検討していただきたい。

○　あわせて、地域住民との接点を活かして窓口対応・顧客訪問時に注意を呼び掛けるなど、引き続き消費者被害の防止に御協力をお願いしたい。

（参考）消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）

（協議会の事務等）

第十一条の四　協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

２　（略）

３　協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構

成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4　（略）

15. 預金取扱等金融機関モニタリング・分析レポートについて

○　2026 年７月 31 日、金融庁は「預金取扱等金融機関モニタリング・分析レポート」を公表した。本レポートは、モニタリングを通じて認識した問題意識や課題を共有するとともに、金融庁が自らの活動を振り返り、今後の対応に活かすことを目的としている。

○　今回のレポートでは、2025 事務年度に実施した預金取扱金融機関のモニタリングのうち、預金動向、不動産関連の貸出動向や有価証券の運用状況など、一部のトピックについて、問題意識や着眼点、今後の課題等をまとめている。

○　各金融機関においては、本レポートも参考にしながら、リスク管理やガバナンス強化に努めていただきたい。

16. FSA Analytical Notes－金融庁データ分析事例集－について

○　2026 年７月 31 日、金融庁は「FSA Analytical Notes（2026.7）vol.2（金融庁分析事例集）：預金動向の実態把握及び預金残高の変動要因に関する定量的分析の試行」を公表した。

○　本レポートでは、
①足元の預金動向や預金構造の実態を把握するとともに、
②預金残高の変動に関連し得る要因を模索し、
その効果について定量的な分析を試行した。

○　分析の結果、①の実態把握では、金融機関の預金残高や預金金利等の動向について、足元で業態ごとの違いや地域差が確認された。また、②の定量分析では、ここ数年間、預金残高の増減と預金金利の相関が示唆されたほか、顧客とのリレーション強化につながりうる営業店舗拡充も、預金獲得に寄与している可能性が示唆された。

○　目下、金利が変動しているが、預金をはじめとして金融機関の資金調達及

び運用の双方に様々な影響が及び得る。金融機関は、預貸金の収益性のみならず、有価証券運用や流動性の観点も含め、資産・負債を一体的に管理するリスク管理（ALM）に一層留意することが求められている。金融庁としては、預金動向の趨勢や金融機関の収益性、及び ALM の状況等について引き続き注視していく。

（参考）公表ページ
【７月 31 日公表】FSA Analytical Notes（2026.7）vol.2
「預金動向の実態把握及び預金残高の変動要因に関する定量的分析の試行」
公表ページ：FSA Analytical Notes（2026.7）vol.2 の公表：金融庁

17. 事業性融資推進法（企業価値担保権）施行を踏まえた今後の取組について

○　各金融機関には、借り手の事業の継続・成長を支えることが期待されている。事業には波がつきものであるが、平時から借り手とのコミュニケーションを重ねることで、健全な事業運営を支えていただきたい。
　また、融資後の期中管理において、借り手の経営課題や業況の変化を適時に把握し、必要に応じて経営改善に向けた助言や支援を行うことも重要な役割である。こうした取組は、借り手の企業価値の維持・向上に資するとともに、各金融機関の信用リスク管理にもつながるものである。

○　このような考え方をまとめた文書（「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」）について、2026 年５月、事業性融資推進法の施行にあわせ、公表している。これは企業価値担保権を活用する場面に限られるものではなく、今後も、この考え方に沿って、現場の担当者の腹落ちを大前提に、借り手への有効な支援を後押しするような様々な取組を進めていく。

○　なお、足元、事業者から「取引金融機関から、今後の融資の条件として、借り手の負担の下、企業価値担保権の設定有無を確認できる書類を提出するよう求められた」、との相談が寄せられた。
　事案の詳細は控えるが、他の代替手段を含め、借り手企業の立場に立って親身になって検討がなされた結果であるのかといった観点から、懸念を抱かせる事案である。

○　各金融機関には、事業性融資推進法の趣旨を十分に踏まえ、現場の運用を改めて確認していただくとともに、より良い融資実務の発展に向け、御協力

をお願いしたい。

18. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化について

○　2026 年７月 31 日、第６回サイバーセキュリティ戦略本部において、金融分野を含む重要インフラ事業者等において分野横断的に講ずべきサイバーセキュリティ対策の指針となる「重要インフラ統一基準」が決定された。同本部では、AI 性能の高度化を踏まえた政府全体のサイバーセキュリティ対策パッケージである「Project YATA-Shield」の取組も示された。

○　金融庁としては、2026 年５月にフロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について要請を行っており、本要請に関する考え方等を整理した補助文書を３回に分けて発出している。金融機関においては、これらの補助文書も参考にして、短期的な対応を着実かつ早急に進めていただきたい。

（参考）
６月 12 日：要請文の「②優先的に対応すべきサービス／IT システムを特定する」について補助文書その１を発出
７月３日：要請文の「⑥パッチ適用プロセスをリスクベースにする」について補助文書その２を発出
７月 10 日：要請文の「⑤ベンダーとの維持保守契約の内容を確認する」及び「⑧優先サービス／IT システムの停止に備える」について、補助文書その３を発出

○　さらに、2026 年７月には、サイバーセキュリティ対策強化に向けた取組の一環として、サイバーセキュリティに関する自己点検シート（サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA））を、業界団体を通じて各金融機関に送付し、自己評価の実施を依頼している。今回の CSSA には、2026 年５月 22 日に発出した要請文を踏まえた設問を含んでいるため、自組織の対応状況を十分に確認の上、適切に回答していただくようお願いしたい。

19.「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」の公表等について

○　2026 年７月 30 日に、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。

○　金融業界における IT の複雑化、サードパーティへの依存の高まり、サイバー攻撃の高度化等を背景として、金融機関の経営、ひいては金融システム

の安定に影響を及ぼし得るリスクが一層高まっている。

○　経営陣においては、本レポートも参考に、IT リスク及びサイバーリスクを経営上のトップリスクとして認識し、自組織のガバナンス、管理態勢、投資、人材育成並びにサードパーティリスク管理について不断に見直し、その実効性を継続的に高めていただきたい。

○　また、各種対策を講じていたとしても、なお障害又はインシデントは発生し得るとの前提に立ち、IT レジリエンスを強化する必要がある。

○　金融庁としては、金融機関の自助及び金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、意見交換、情報共有、ガイダンスの提供、演習等の機会の提供といった公助の取組を推進していく。

20. 不正利用口座の情報共有枠組み創設に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の公布等について

○　「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年４月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）において、預金取扱金融機関間で不正利用口座に係る情報を共有する枠組みの創設について盛り込まれたことを踏まえ、預金取扱金融機関が不正利用口座に係る情報共有を行い、犯罪収益移転防止のために必要な措置を講じるよう努めること等を「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び監督指針に規定するための改正を行い、2026 年６月 26 日に公布・公表した。

○　施行及び適用は、実際に不正利用口座に係る情報共有が開始される 2027 年４月１日である。

○　口座不正利用対策に抜け穴が生じないよう、原則としてすべての預金取扱金融機関が情報共有枠組みに参加するとともに、各金融機関が有する不正利用口座に関する正確な情報を速やかに提供し、かつ、他の金融機関から提供を受けた情報を速やかに整理・分析して適切なリスク低減措置を講じることが強く期待される。

21.「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2026 年７月)」の公表について

○　2026 年７月３日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月）」を公表した。

○　マネー・ローンダリング（以下、マネロン）等対策については、2024 年３月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了しており、金融活動作業部会（FATF）第５次対日相互審査も見据え、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認してきており、本レポートでは確認された課題事例等について紹介している。

○　金融犯罪対策については、被害状況が年々、深刻な状況となっている中、金融機関においては、他の金融機関や警察との情報共有・連携が重要となっており、こうした連携に係る取組等について記載している。

○　各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

22. リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果について

○　顧客本位の業務運営のモニタリングについて、2024 事務年度までは、個別商品の態勢面を着眼点としてモニタリングを実施してきたが、
2025 事務年度は、顧客本位に基づく金融商品販売を実践するための態勢が構築されているかを中心に態勢全般という大きな枠組みで実態把握（※1）を行った。

（※１）経営理念を出発点として、リテールビジネス戦略・取組方針・リソース配分・業績評価体系といった一連の枠組みが全て整合的に策定され、実効的に機能しているか、経営陣の主体的な関与の下で、PDCA サイクルを通じて顧客本位に基づく金融商品販売を実践する態勢等が構築されているかといった観点から実態を把握した。

○　モニタリング手法を変えた背景は、投資信託の回転売買（2019 事務年度）や外国株式の短期売買（2024 事務年度）など、金融庁が過去に提起したものと同様の課題が商品を変えて発生しており、
こうした課題が繰り返し発生している原因は、課題の根本原因を追究する検証や、その根本原因を解消するための施策の策定・実行が十分になされてい

ないなど、抜本的な態勢の改善に向けた取組が十分に行われていない可能性があるのではないかと考えたためである。

○　長期的な視点で顧客に付加価値を提供することが、ひいては金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築につながると考えており、

経営陣においては、各金融機関が目指す金融商品販売を通じた顧客への付加価値の提供が十分になされているのかについて深度ある検証を行うなど、2026 年７月 29 日に公表した当該モニタリング結果（※2）も参考にしつつ、顧客本位の業務運営の進展に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

（※２）リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果

23.「成長投資を促進するための金融戦略」について

○　2026 年７月 21 日、「経済財政運営と改革の方針 2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」等が閣議決定された。

○　金融庁関連の主な施策は、「日本成長戦略」に基づき同日に公表された、「成長投資を促進するための金融戦略」に盛り込まれている。

○　本戦略では、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能強化を通じた「強い経済」の実現に向け、

①　17 の戦略分野等への成長投資を支える金融機関・市場の機能強化、地域金融力の強化、

②　企業の中長期的な企業価値向上に向けた成長投資を促進するためのガバナンス改革、

③　家計の安定的な資産形成の促進など、国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備、

④　AI 時代を見据えたオンチェーン金融の推進など、金融インフラへの投資の促進、

といった施策を盛り込んでいる。

○　預金取扱金融機関の資金供給・成長支援機能の強化に資する施策を盛り

込んでおり、御意見・御要望などがあればぜひお寄せいただきたい。

24. NISA 口座の利用状況調査について

○　2026 年７月３日、NISA 口座の利用状況調査（2025 年 12 月末版）を公表した。NISA 口座数は、約 2,821 万口座、総買付額は約 71 兆円となった。あわせて、同日に都道府県別の NISA 口座の利用状況調査（2025 年 12 月末版）も公表した。

○　2026 年調査は６月末と 12 月末の年２回としており、引き続き御協力をお願いしたい。

25. 令和９年度税制改正要望について

○　2026 年８月 31 日、令和９年度税制改正要望項目を公表した。

○　主な項目としては、

・　「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA の利便性向上等」、「銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置」、「金融所得課税の一体化」、

・　子育て世代への支援に向けた措置として、「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、

・　金融イノベーションの推進に向けた措置として、「特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る所要の措置」

を要望している。

○　今後、年末に向けて議論が本格化していくため、各信用組合においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

（以　上）